

多賀城市監査委員告示第 9 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 24 日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

1 監査の種類

定期監査（収入事務監査）

2 監査実施対象及び期日等

対象	所管	監査実施	
		日時	実施場所
市役所西側駐車場使用料	総務部 管財課	10 月 14 日(金)	監査委員事務局
多賀城駅南立体駐車場使用料	市民経済部 商工観光課	10 月 27 日(木)	監査委員事務局
子育てサポートセンター使用料 及び各種講座参加料	保健福祉部 子育て支援課	10 月 17 日(月)	監査委員事務局
多賀城駅自転車等駐車場使用料	建設部 道路公園課	10 月 24 日(月)	監査委員事務局

3 監査の範囲及び方法

平成 28 年度（監査実施時点まで）に係る使用料等の徴収事務及び収納金の取扱事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

## 平成28年10月実施 収入事務監査結果

監査の結果を全般的に見ると、適正な事務処理が行われていると認められた。  
今後も適正な収入事務の執行に努めていただきたい。

対 象	管財課（市役所西側駐車場使用料）
実 施 日	平成28年10月14日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

## 平成28年10月実施 収入事務監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、使用料が長期間収入未済となっているものが見られた。また、今後の事務処理において改善を要する指導事項も見られた。

今後はこれらの改善を図り、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象	商工観光課（多賀城駅南立体駐車場使用料）
実 施 日	平成28年10月27日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>(1) 駐車利用券売上収入の収入未済について</p> <p>駐車利用券売上収入について、長期間収入未済となっているものが見られた。現在の歳入調定の事務処理方法においては、収入未済額の把握が困難な状態となっている。歳入調定の取扱いについて下記記載の指導事項に留意の上、適正な収入管理をされたい。</p>
3 指導事項	<p>(1) 駐車料金収入の歳入調定期間について</p> <p>駐車料金の歳入調定の締め日と公金払込日が相違していることから、歳入調定額と収入済額との突合が困難な状態となっている。歳入調定決議を入金新时期に合わせて行うなど、調定期間について検討されたい。</p> <p>(2) 歳入調定の科目について</p> <p>駐車料金収入と駐車利用券売上収入が同じ収入科目となっているため、それぞれの歳入調定額と収入済額との突合が困難な状態となっている。調定の科目を別に設けることについて検討されたい。</p> <p>(3) 駐車料金収入の返還について</p> <p>駐車料金については私人へ収納委託されているが、受託者が駐車場利用者に直接料金を返還しているものが見られた。返還にあたっては、利用者からの還付請求書の提出等、多賀城市会計規則に定める手続きにより行われたい。</p>

## 平成28年10月実施 収入事務監査結果

監査の結果を全般的に見ると、適正な事務処理が行われていると認められた。  
今後も適正な収入事務の執行に努めていただきたい。

対 象	子育てサポートセンター使用料及び各種講座参加料
実施日	平成28年10月17日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

## 平成28年10月実施 収入事務監査結果

監査の結果を全般的に見ると、適正な事務処理が行われていると認められた。  
今後も適正な収入事務の執行に努めていただきたい。

対 象	道路公園課（多賀城駅自転車等駐車場使用料）
実施日	平成28年10月24日（月）
1 特別指摘事項 なし	
2 指摘事項 なし	
3 指導事項 なし	